

しょう しゃ ぎゃくたい つうほう とけ で しえん そうだん
 障がい者の虐待にかかわる通報、届出、支援の相談は、
 かく しちょうそん しょう しゃぎゃくたいぼう し れんらく
 各市町村の「障がい者虐待防止センター」に連絡してください。

■ つうほう とけ で ひと しょうほう まも とくめい けっこう
 通報や届出をした人の情報は守られます。匿名でも結構です。

しちょうそんしょう しゃぎゃくたいぼう し まどくち
 市町村障がい者虐待防止センター窓口

まどくち 窓口	でんわばんごう 電話番号	じかん 時間	さき じかん いがい れんらくさき 左記時間以外の連絡先
とっとりししょう ふくしか 鳥取市障がい福祉課	0857-20-3474	8:30～17:15 (平日)	0857-22-8111 (夜間・休日)
よなごししょう しやしえんか 米子市障がい者支援課	0859-23-5545	8:30～17:15 (平日)	0859-22-7111 (夜間・休日)
くらよしししょう ふくしか 倉吉市福祉課	0858-22-2733	8:30～17:30 (平日)	0858-22-8111 (夜間・休日)
さかいみなとししょう ふくしか 境港市福祉課	0859-47-1121	8:30～17:15 (平日)	0859-44-2111 (夜間・休日)
いわみちしょうふくしか 若美町福祉課	0857-73-1333	8:30～17:30 (平日)	0857-73-1411 (夜間・休日)
わかさちょうほうかつしえん 若桜町包括支援センター	0858-82-2209	8:30～17:15 (平日)	0858-82-2211 (夜間・休日)
ちずちょうふくしか 智頭町福祉課	0858-75-4103	8:30～17:15 (平日)	0858-75-4103 (夜間・休日)
やすちょうほけんか 八頭町保健課	0858-72-3566	8:30～17:15 (平日)	0858-76-0201 (夜間・休日)
みささちょうけんこうふくしか 三朝町健康福祉課	0858-43-3520	8:30～17:15 (平日)	0858-43-1111 (夜間・休日)
ゆりはまちょうそうごふくしか 湯梨浜町総合福祉課	0858-35-5374	8:30～17:15 (平日)	0858-35-5374 (夜間・休日)
ことらちょうふくしか 琴浦町福祉課	0858-52-1706	8:30～17:15 (平日)	0858-52-2111 (夜間・休日)
ほくえいちょうふくしか 北栄町福祉課	0858-37-5852	8:30～17:15 (平日)	0858-37-3111 (夜間・休日)
ひえつそんふくしほけんか 日吉津村福祉保健課	0859-27-5952	8:30～17:00 (平日)	0859-27-0211 (夜間・休日)
だいせんちょうちいきぼうかつしえん 大山町地域包括支援センター	0859-54-5207	8:30～17:15 (平日)	0859-54-5201 (夜間・休日)
なんぶちょうふくしじむしょ 南部町福祉事務所	0859-66-5522	8:30～17:15 (平日)	0859-66-3111 (夜間・休日)
ほうきちょうふくしか 伯耆町福祉課	0859-68-5534	8:30～17:15 (平日)	0859-68-3111 (夜間・休日)
にちなんちょうふくしほけんか 日南町福祉保健課	0859-82-0374	8:15～17:00 (平日)	0859-82-1111 (夜間・休日)
ひのちょうけんこうふくしか 日野町健康福祉課	0859-72-0334	8:30～17:15 (平日)	0859-72-0331 (夜間・休日)
こうふちょうふくしほけんか 江府町福祉保健課	0859-75-6111	8:30～17:15 (平日)	0859-75-2211 (夜間・休日)

けんしょう しゃけん りょうご まどくち
 県障がい者権利擁護センター窓口

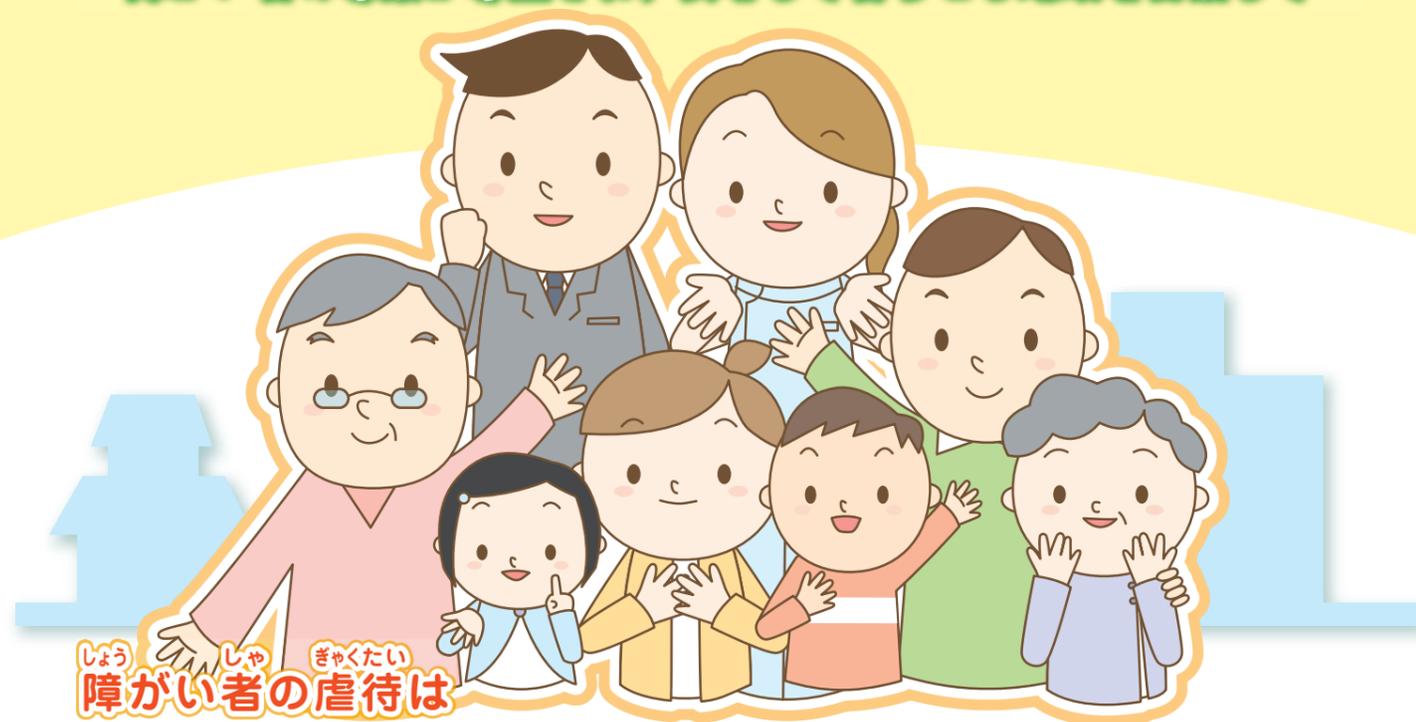
まどくち 窓口	でんわばんごう 電話番号	じかん 時間	さき じかん いがい れんらくさき 左記時間以外の連絡先
とうぶそうごうじむしょふくしほけんきょく 東部総合事務所福祉保健局	0857-22-5647	8:30～17:15 (平日)	0857-26-7111 (県庁代表番号)
ちゅうぶそうごうじむしょふくしほけんきょく 中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3124	8:30～17:15 (平日)	0857-26-7111 (県庁代表番号)
せいぶそうごうじむしょふくしほけんきょく 西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9301	8:30～17:15 (平日)	0857-26-7111 (県庁代表番号)

発行 鳥取県福祉保健部障がい福祉課
 住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
 電話 0857-26-7154 ファクシミリ 0857-26-8136
 E-mail shougai-fukushi@pref.tottori.jp



しょう しゃ ぎゃくたい い 障がい者虐待の ぼう し 防止に向けて

しょう しゃ そんげん そんちょう あんしん く らせる ちいき めざ
 ～障がい者の尊厳が尊重され、安心して暮らせる地域を目指して～



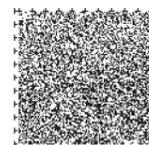
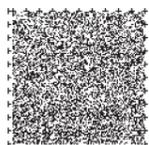
しょう しゃ ぎゃくたい 障がい者の虐待は

- しょう しゃ ぎゃくたい お 起こりうる身近な問題です。
- ぎゃくたい おこな ひと ぎゃくたい にんしき ばあひ
 虐待を行っている人に、虐待をしているという認識がない場合もあります。
- しょう しゃ じしん ぎゃくたい にんしき ひがい うた ばあひ
 障がい者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合もあります。

しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ぼう し 『障害者虐待防止法』を知っていますか？

しょうがいしゃ たい ぎゃくたい しょうがいしゃ そんげん がい
 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立や社
 かいさん か きた
 会参加を妨げます。

しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ぼう し しょう しゃ たい ぎゃくたい きんし くになど せきむ ぎゃくたい う しょう
 障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障
 がい者の保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定め
 ることにより、障がい者の権利・利益の擁護への助けとなることを目的としています。



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法とは？

しょうがいしゃ そんげん まも ほうりつ 障がい者の尊厳を守る法律

しょうがいしゃの「虐待の予防と早期発見」、「虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援」及び「養護者に対する支援」を講じるための法律です。正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

しょうがいしゃの尊厳が尊重され、安心して暮らせる地域を目指して、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障がい者とは

しんたいしやう ちてきしやう せいしんしやう ぱつたつしやう ふくむ その他の心身の機能の障がいがある方で、障がい者個人の性質のために、働けなかったり、様々な活動に参加できなったりするような社会の仕組み（人々の偏見、建物や制度など）により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

※18歳未満の方も対象となります。



しゆるい しょうがいしゃぎゃくたい 3種類の障がい者虐待

ようごしや しょうがいしゃぎゃくたい 養護者による障がい者虐待

しんべん せわ きんせん かんり
身近の世話や金銭の管理などを
あこなわっている障がい者の家族、親
せき どうきよにん ぎゃくたい
族、同居人などによる虐待です。

しょうがいしゃふくし しせつしやうじしやとう 障がい者福祉施設従事者等 による障がい者虐待

しょうがいしゃふくし しせつ しやう ふく
障がい者福祉施設や障がい福
し サービス事業所などで働いて
しんじん ぎゃくたい
いる職員による虐待です。

しやうしや しょうがいしゃぎゃくたい 使用者による障がい者虐待

しょうがいしゃ やと ぱら
障がい者を雇って働かせ
てい じぎやうぬし ぎゃく
ている事業主などによる虐
たい
待です。

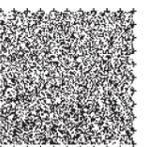
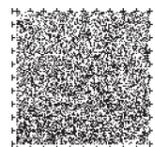
ぎゃくたい き 虐待に気づいたらすみやかに市町村の担当窓口へ通報してください

※このパンフレットの裏面に連絡先を掲載しています。

つうほうしや とどけでしや じやうほう まも 通報者や届出者の情報は守られます

ぎゃくたい つうほうしや とどけでしや とくてい じやうほう しんちやう と あつか
虐待の通報者や届出者を特定する情報は慎重に取り扱われ、市町村の職員には守
ひきぎ せき
秘義務が課せられています。

また、施設や職場の職員が通報者の場合、通報等を理由に、解雇やその他不利益
と あつか きん
な取り扱いをすることが禁じられています。



こんなことが虐待に！ ぎゃくたい ～内容と具体例～ ないよう ぐたいれい

しょうがいしゃぎゃくたい れい つぎ
障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重複している場合もあります。

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

● ぼうりやく たいばつ からだ きず
暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを
あた からだ しば み かじやう どうやく
与えたり、身体を縛りつけたり、過剰な投擲に
よってからだの動きをよくせいする行為。

くたいてき れい 具体的な例

ひらてう なく け かべ たた
・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・
むりやり たべもの のもの くち い
無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・
だばく させる しんたいこうそく ぱら いま
打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛
りつける、必要性のない投擲により動きを抑制、
へや と こ
部屋に閉じ込めるなど）

せいてきぎゃくたい 性的虐待

● せいてき こうい きやうよう ひやうめんじやう どうい
性的な行為やその強要（表面上は同意してい
るよう見えても、本心からの同意かどうかを見
きわめ ひつよう
極める必要がある）

くたいてき れい 具体的な例

せいこう せいき せつしやく せいてきこうい きやうよう ぱら
・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸に
する・キスをする ほんにん まえ どうい
する・本人の前でわいせつな言葉を
はなす また かいわ
発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる

しんりてきぎゃくたい 心理的虐待

● おど ぶじやく ことば たいど むし いや
脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がら
せなどによって精神的に苦痛を与えること。

くたいてき れい 具体的な例

・「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を
あな わるぐち い なか
浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲
ま い こ
間に入れない・子ども扱いする・人格をおとし
めめるような扱いをする・話しかけているのに意
図的に無視する

ほうき ほうにん 放棄・放任（ネグレクト）

● しょくじ はいせつ じやうよく せんたく しんべん せわ かい
食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介
じよ じよ ひつよう ふくし かいじよ
助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育
をうけさせず、しんしん じやうたい あつか
を受けさせず、心身の状態を悪化させる。

くたいてき れい 具体的な例

・食事や水分を十分に与えない・あまり入浴させ
ない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をし
ない・髪や爪が伸び放題・劣悪な住環境の中で生
かっ ひつよう き
活させる・病気がけがをしても受診させない・必
よう ふくし う
要な福祉サービスを受けさせない

けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

● ほんにん どうい
本人の同意なしに（あるいはだますなどして）
ざいざん ねんきん ちんきん つか かって うんよう ほんにん
財産や年金、賞金を使ったり勝手に運用し、本人
が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

くたいてき れい 具体的な例

ねんきん ちんきん わた ほんにん どうい ざいざん
・年金や賞金を渡さない・本人の同意なしに財産や
よちよきん しょうぶん うんよう にちじゆうせいかつ ひつよう きんせん
預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭
を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金
とう かんり わた
等を管理して渡さない

